

〔令和7年度〕

大津市環境美化センター

1. 排ガス中のばい煙測定結果（第三者機関による測定）

〔1号炉〕

項 目	1回目	2回目	3回目	4回目	協定値 ※1
測 定 日	R7.4.14				—
結果の得られた日	R7.4.28				—
硫黄酸化物 [ppm]	<2				30以下
塩 化 水 素 [ppm]	5				50以下
窒素酸化物 [ppm]	30				50以下
ば い じ ん [g/m ³ N]	<0.001				0.01以下
全 水 銀 [μg/m ³ N]	<2				30以下

〔2号炉〕

項 目	1回目	2回目	3回目	4回目	協定値 ※1
測 定 日	R7.4.14				—
結果の得られた日	R7.4.28				—
硫黄酸化物 [ppm]	<2				30以下
塩 化 水 素 [ppm]	5				50以下
窒素酸化物 [ppm]	37				50以下
ば い じ ん [g/m ³ N]	<0.001				0.01以下
全 水 銀 [μg/m ³ N]	<2				30以下

備考： 測定値は全て酸素濃度12%換算値を示す。

※1 協定値は「環境保全協定書」の排出基準値を示す。

2. 排ガス中のダイオキシン類測定結果（第三者機関による測定）

〔1号炉〕

項 目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	協定値 ※1
測 定 日	R7.4.14						—
結果の得られた日	R7.4.28						—
ダイオキシン類 [ng-TEQ/m ³ N]	0.000015						0.05以下

〔2号炉〕

項 目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	協定値 ※1
測 定 日	R7.4.14						—
結果の得られた日	R7.4.28						—
ダイオキシン類 [ng-TEQ/m ³ N]	0.000019						0.05以下

備考： 測定値は全て酸素濃度12%換算値を示す。

※1 協定値は「環境保全協定書」の排出基準値を示す。

3. 焼却灰（主灰）、集じん灰中のダイオキシン類測定結果（第三者機関による測定）

項 目	1回目	2回目	3回目	4回目	基準値 ※2
測 定 日	R7.4.9				—
結果の得られた日	R7.4.25				—
ダイオキシン類 [ng-TEQ/g]	焼却灰（主灰） 1号炉	0.00078			3以下
	2号炉	0.00047			
	集じん灰	0.15			

備考： ※2 基準値は「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく処理基準値を示す。